



営農支援係長  
松村 義則

\* 今月号は私が担当しました。

## 収入保険制度が始まります

この制度は平成30年4月1日より導入される、新しい保険制度です。

### 《収入保険制度とは》

収入保険制度は、農業経営者ごとの収入を総合的に対応し得る保険制度として新たに創設されます。農業経営全体として加入し、原則として全ての農業経営品目が対象となります。品目の枠にとらわれず、自然災害等さまざまなことに



よる収穫量の減少、販売価格の低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

### 《収入保険制度の加入条件》

青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象になります。原則、連続で5年以上の青色申告実績がある農業者を基本としていますが、1年以上の青色申告（簡易方式を含む）実績であっても加入できます。ただし、現金主義によるものは加入対象外となります。

### 《収入保険制度の補償対象》

① 収入保険制度では、農業者が自ら生産した農産物販売収入全体の補償を行います。収入保険制度では、農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象になりますが、生産しているもの以外に他から仕入れた農産物を販売している場合、山等から自然発生した農産物を採取して販売している場合は補償の対象外になります。

② 所得金額ではなく、収入金額を対象としています。

③ 加工品は原則として販売収入に含まれませんが、所得税法上農業所得として申告されているものについては、農産物の販売収入に含まれます（精米・もち・干し柿・干ししいたけ・牛乳など）。

④ 補償される販売収入の計算では、在庫についても販売収入に含まれます。

### 《各補助金の取り扱い》

基本的に補助金等は販売収入に含まれませんが、実態上販売収入と一体的に取り扱われている補助金は販売収入に含めるとされます（畑作物の直接支払交付金・畑作物営農継続支払・加工原料乳生産者補助金の数量払いなど）。

### 《制度の補償となる場合は》

- 自然災害による収量の減少
  - 需給変動による価格の低下
  - 機械の故障、農業者の病気や怪我による収入の減少
  - 収穫後の保管中の事故による収入の減少
- 農業者の経営努力では避けられ

ない収入の減少等が対象となります。

### 《制度の補償対象外》

生産物の捨て作り・取引先との示し合わせた意図的な安売りなどによって生じた収入の減少等は、制度の補償対象外になります。

現在、JAふかやでは、10支部の農業青色申告会が活動しており、営農支援の一環としてお手伝いをさせていただいております。今回新たに始まる収入保険制度では、加入条件に青色申告を行っている農業者が対象で、青色申告実績が1年以上あれば加入できることになっています。

青色申告は税制上のメリットもある制度ですので、この機会に青色申告を始めよう、また、農業を始めようとお考えの方は、営農経済部営農支援課、または、最寄りの支店にご相談ください。

なお、収入保険制度について詳しく内容をお聞きされたい方は、埼玉県農業共済組合北部統括支所（048-533-8030）へお問い合わせください。